

平成30年6月21日

平成30年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害救助法の適用について

株式会社ホープ少額短期保険

平成30年大阪府北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、以下のとおり「災害救助法適用時の特別措置」を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

「災害救助法適用時の特別措置」により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に保険料のお支払いを、**災害救助法**が適用された日から一定期間猶予させていただきます。

特別措置の適用をご希望のご契約者さまは、当社担当窓口または当社代理店までお申し出ください。

事故受付専用ダイヤル：0120-565-040（24時間365日対応）

当社担当窓口：0120-800-192

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、弊社規程の休業日を除く）

災害救助法適用地域	法適用日
大阪府 大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市 茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市 三島郡島本町	平成30年6月18日

以上